入　札　説　明　書

1　入札に付する事項

⑴　件名

鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品

⑵　数量及び仕様等

別紙仕様書のとおり

⑶　納入期限

令和９年２月１５日

⑷　納入場所

別紙仕様書のとおり

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

⑴　製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和７年鳥取市告示第３９２号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「図書教材類」の「教材用具」に登録されている者であること。

⑵　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）第３条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

⑸　本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3　入札説明書、仕様書等に対する質問等

⑴　入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和８年１１月２５日の午後３時までに質問書（別紙１）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月２６日の午後３時までに鳥取市公式ウェブサイト(https://www.city.tottori.lg.jp)に掲示する。

⑵　質問書の送信先

鳥取市総務部検査契約課　ファクシミリ　０８５７－２０－３９４８

⑶　同等品の確認

同等品（仕様書で指定した同等品がある場合は、その同等品を除く。以下同じ。）での入札を希望する者は、令和８年１１月２５日の午後３時までに同等品確認書（別紙７）を仕様書の問い合わせ先（発注課）へ届け出ること。同等品の適否についての回答は、同等品の確認を求めた者に対して、同月２６日の午後３時までにファクシミリで送信して行う。なお、口頭、電話等による同等品の確認は、認めない。

4　入札方法等

⑴　入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。

⑵　郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

⑶　宛先は、〒６８０－８７９９　日本郵便株式会社　鳥取中央郵便局留　鳥取市総務部検査契約課行とすること。

⑷　郵送開始日は、令和８年１１月２４日とする。

⑸　到着期限は、令和８年１１月２９日（必着）とする。

⑹　入札書は別紙３を使用し、入札金額には総額（搬入・設置・組立及び検査等に必要な一切の費用を含む。）を記入すること。

⑺　入札書は、封筒（長型３号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙２のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

⑻　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙４を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

⑼　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑽　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

⑾　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑿　入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

⒀　入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5　入札（開札）の場所及び日時等

⑴　場所　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階会議室４－２

⑵　日時　令和８年１１月３０日　午後２時００分

⑶　立会　入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6　無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

⑶　同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札

⑷　入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

⑸　記名押印のない入札

⑹　委任状を提出しない代理人のした入札

⑺　同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
⑻　指定された方法以外の方法で提出された入札
⑼　指定された期日に指定された場所に到着しない入札
⑽　同等品の承認を受けないでした同等品による入札
⑾　その他、入札執行者が無効と認めた入札

7　入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、５の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階）に提出しなければならない。

8　落札候補者

⑴　落札候補者の決定

鳥取市契約規則第１１条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

⑵　落札候補者となるべき入札者が２名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、令和８年１２月１日までに入札参加資格確認申請書（別紙５）及び入札金額内訳明細書（別紙６）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9　落札者の決定

⑴　入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。

⑵　落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10　再度の入札

⑴　予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

⑵　入札回数は、１回目の入札（開札）を含めて３回を限度とする。

⑶　再度の入札において前回入札時の最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

11　その他

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先　鳥取市総務部検査契約課
電話：０８５７－３０－８１２１
ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

別紙１

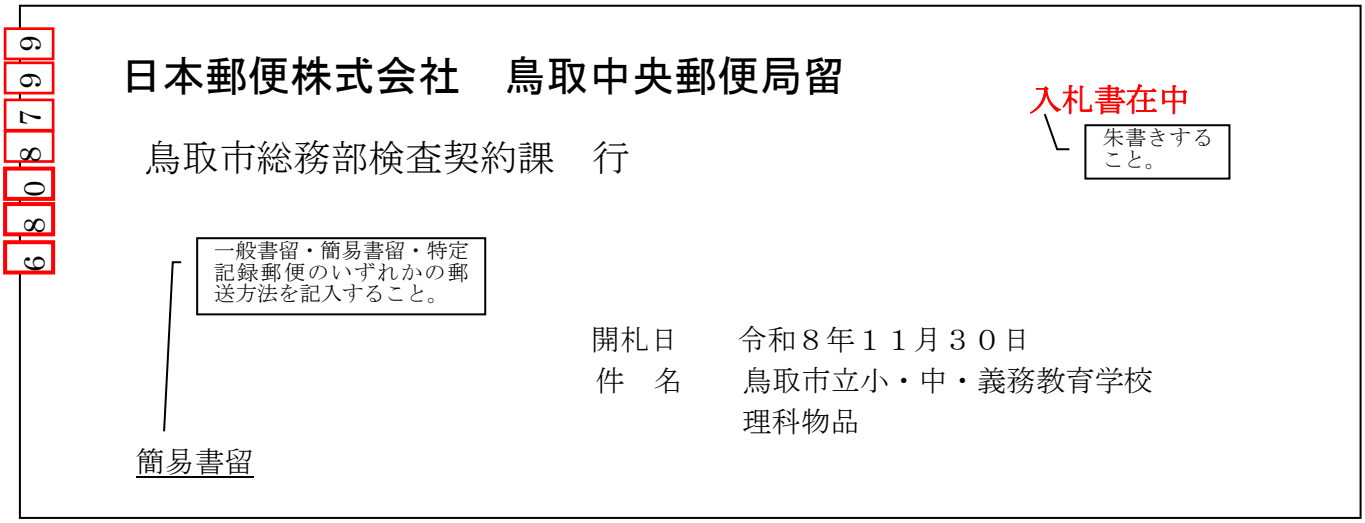
質　問　書

件　　名	鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品
公　告　日	令和８年１１月１６日
質問者名	会 社 名： 代表者名： 連 絡 先：電話　　ﾌｧｸｼﾐﾘ 質 問 者：
提出年月日	令和　　年　　月　　日
質問事項	

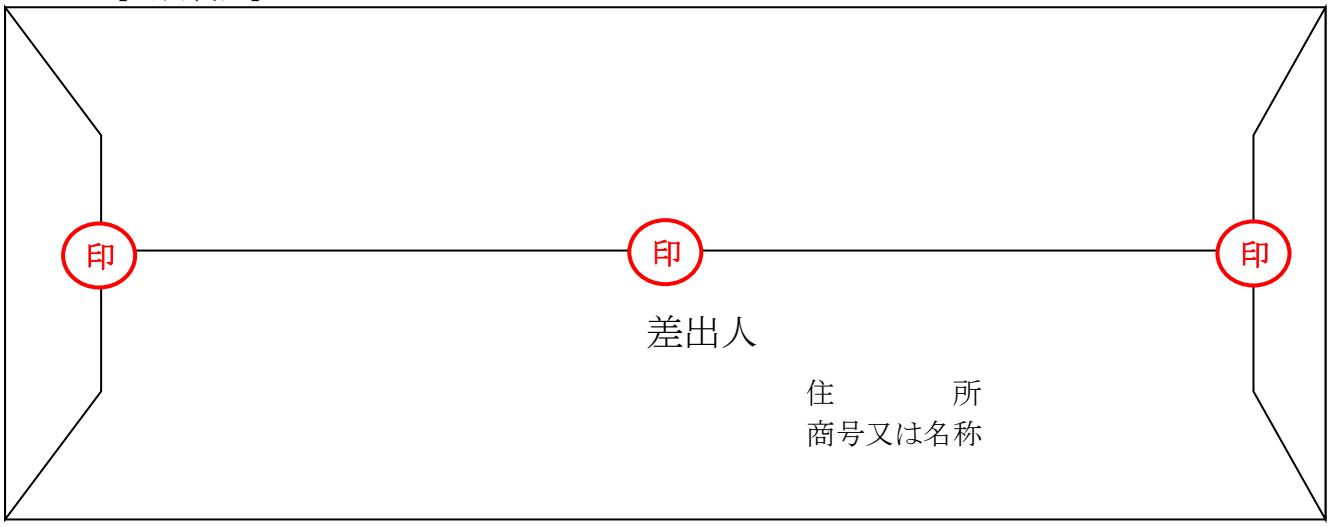
別紙２

郵送用封筒記載例

【封筒表面】



【封筒裏面】



※封筒は、長型３号（120×235㎜）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

※差出人は入札者の住所、商号又は名称を記入すること。

別紙３

入　　札　　書　　(第　回)

鳥取市長　深澤　義彦　　様

鳥取市契約規則(昭和３９年鳥取市規則第３号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

代理人　住　　所

氏　　名　　印

件　　名	鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品
入札金額	金　　円

※　４入札方法等の⑹及び⑼を熟読の上作成すること。

別紙４

委　　任　　状

鳥取市長　深澤　義彦　　様

私は、住所　　氏名　　を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和　　年　　月　　日

委任者　住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

受任者　住　　所

氏　　名　　印

件名	鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品

別紙５

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

鳥取市長　深澤　義彦　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

件　　名：鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品

公 告 日：令和８年１１月１６日

私は、上記の入札に係る公告の「２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第４号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

【添付書類】
・入札金額内訳明細書（別紙６）
・同等品の承認を受けた場合は、その同等品確認書（同等品確認結果通知書）の写し

別紙６

入札金額内訳明細書

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称　　印
代 表 者 氏 名

件名：鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品

No.	項　目　名	ﾒｰｶｰ名・品番等	数量	単　価	金　額
1	デジタル気体チェッカー		11		
2	サーキュレーター		1		
3	振り子・てこ実験器セット		5		
4	てこ実験器		1		
5	顕微鏡用 HDMI		1		
6	生物顕微鏡		5		
7	生物顕微鏡		5		
8	実験用ガスコンロ		2		
9	気体採取器		3		
10	小型プランクトンネット		1		
11	冷凍冷蔵庫		1		
12	冷蔵庫		1		
13	運搬整理箱ワゴン		1		
14	流水の働き実験器		1		
15	筋肉付腕の骨格模型		1		
16	筋肉付腕の骨格模型		1		

17	水のしみ込み方実験セット		2		
18	堆積実験水そうセット		1		
19	サイエンス実験ボード月の満ち欠け		5		
20	解剖顕微鏡		2		
21	電源装置		1		
22	人体解剖模型		1		
23	昆虫標本		1		
24	簡易検流計		1		
25	電子天秤		9		
26	力学的エネルギー実験器		9		
27	力学的エネルギー実験器		1		
28	力学的エネルギー保存の法則実験器		1		
29	電磁力実験器		2		
30	直流電流計		2		
31	偏向極板入りクルックス管用電源		1		
32	クロス真空計		1		
33	水圧・浮力実験器		3		
34	電気分解装置		1		
35	運搬整理箱ワゴン		1		
36	フレミングレール		1		
37	人体骨格模型		1		
38	流水の働き実験器		1		
合　　計					

※　金額欄の合計額が入札金額と一致すること。

※　ﾒｰｶｰ名・品番等の欄の記載については、仕様書記載の参考品等で入札する場合にあっては「仕様書のとおり」と、同等品確認の承認を受けたもので入札する場合にあっては「同等品のとおり」と記載すること。

別紙７

同　等　品　確　認　書

鳥取市長　深澤　義彦　　様

件　　名	鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品
公　告　日	令和８年１１月１６日

内訳No	参考品	同等品候補		同等品確認結果
	ﾒｰｶｰ名・品番・規格等	ﾒｰｶｰ名・品番・規格等	税抜価格	左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。
				左の同等品候補を同等品と認めます。・認めません。

上記の同等品候補は参考品と同等品であることの確認をお願いします。

令和　　年　　月　　日

所　在　地
商号・名称
代表者氏名　　印
（担当者：　　）
ＦＡＸ番号

同　等　品　確　認　結　果　通　知　書

同等品の確認の結果は、上記「同等品確認結果」欄のとおりです。

令和　　年　　月　　日

鳥取市長　深澤　義彦

（発注課：　　）

注 1)「参考品」欄には、仕様書の品名、ﾒｰｶｰ名、品番、規格等を記入してください。
注 2)「同等品候補」欄には、同等品の承認を受けたい物品のﾒｰｶｰ名、品番、規格等及び税抜価格（ｶﾀﾛｸﾞ表示等のﾒｰｶｰ希望小売価格）を記入してください。
注 3) この同等品確認書にｶﾀﾛｸﾞ等を添付して提出してください。
注 4) 同等品の確認結果は、ﾌｧｸｼﾐﾘで通知します。
注 5) 同等品で入札する場合は、必ずこの確認書で事前に承認を受けてください。

仕様書

1．発注番号　2026000762

2．件名　鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品

3．品名・数量及び規格

	品目名	数量	参考品			同等品の可否	納品場所	数量内訳
			メーカー	品番	規格等			
1	デジタル気体チェッカー	11	ヤガミ	YDC-G	●測定範囲:酸素/5.0~50.0%、二酸化炭素/0.04~99.9%、気温/0.0~50.0℃、湿度/0.0~95.0%RH●ケーブル長:約70cm●機能:画面表示切替(酸素と二酸化炭素/酸素のみ/二酸化炭素のみ)、測定値ホールド、測定履歴表示、二酸化炭素濃度表示切替、気温・湿度表示モード、オートパワーオフ(1時間)、オーバーレンジ表示、電池交換表示(本体電池、空気亜鉛電池)●付属品:センサー保持具、ミニドライバ、空気亜鉛電池PR44(センサー用)6個	可	賀露小学校	6
							大正小学校	1
							青谷小学校	2
							江山学園	1
							宮ノ下小学校	1
2	サーキュレーター	1	ヤガミ	PCF-HM23B	●寸法:W約354×D約232×H約400mm●角度調整:6段階(-20~90°)●風量調節:3段切替(1.2.3)	可	賀露小学校	ー
3	振り子・てこ実験器セット	5	ヤガミ	PEYL-CS	●寸法(台座):180×140×25mm●寸法(支柱):φ10×380mm●振り子:1本型/最長100cm、V字型/最長75cm、角度板付き●てこ:25×400mm、左右各6等分、片面印刷●おもり:金属製10g×10個(転がり防止・印字付き)●ケース付き	可	大正小学校	ー
4	てこ実験器	1	ヤガミ	TD	●寸法(支持台):W約500×D約250×H約540mm●おもり:おもり用ポリ容器3L 1個●おもり用袋:φ160×300mm、すべり止め付き	可	江山学園	ー
5	顕微鏡用HDMI	1	ヤガミ	YDMC	●顕微鏡用カメラ●出力:HDMI、USB(USB-TypeA)●接続鏡筒:生物顕微鏡(JIS規格:φ23.2mm)、双眼実態顕微鏡(φ30/30.5mm)●付属品:microSDカード32GB、専用ACアダプタ、HDMIケーブル(1.5m)、USBケーブル(約1.5m)、JIS鏡筒用アダプタ、双眼実体顕微鏡用アダプタ(φ30/30.5mm)、リモコン(電池別売CR2025)	可	大正小学校	ー
6	生物顕微鏡	5	ヤガミ	YM-400LA	●総合倍率:40~400×●照明装置:充電式LED光源、調光可●付属品:防塵カバー、ACアダプタ(満充電確認ガイドランプ付き)、タブレット撮影アダプタ	可	浜坂小学校	4
							用瀬小学校	1
7	生物顕微鏡	5	ヤガミ	YM-600FLR	●総合倍率:40~600×●接眼レンズ:WF10×(視野数18)、WF15×(視野数13)●対物レンズ:4×、10×、プランアクロマートS40×●照明装置:充電式LED光源、調光可、交換用反射鏡(平面・凹面)●付属品:防塵カバー、ACアダプタ(満充電確認ガイドランプ付き)	可	湖南学園	4
							江山学園	1
8	実験用ガスコンロ	2	ヤガミ	GS2-2000	●点火方式:圧電着火方式●安全装置:カセットガス容器脱着機構(圧力感知安全装置)●使用ガス:ブタンガス●使用カセットガス容器:イワタニカセットガス専用●寸法:W242×D191×H106mm	可	浜坂小学校	ー
9	気体採取器	3	ヤガミ	ガステック50-2 (6253600)	●検知管式●気体摂取器:吸引量50mlまたは10ml(切替式)●検知管:No.31 E-2、No.2 EL、No.2 EH 各1箱●付属品:チップホルダー、検知管の先端取付用カバーゴム、シールオイル、収納バッグ、検知管	可	浜坂小学校	ー
10	小型プランクトンネット	1	ヤガミ	6174700	●柄付き●網:φ210mm、コック付き、目合/100メッシュ(1インチあたりの目の数)●柄の長さ:1050mm	可	浜坂小学校	ー
11	冷凍冷蔵庫	1	アイリスオーヤマ	8-613-4637	●寸法:W472×D450×H492mm●コードの長さ:約1.8m●容量:45L●付属品:製氷皿1個、露受けトレー1個●ドア数:1●右開き	可	浜坂小学校	ー
12	冷蔵庫	1	ナリカ	F35-4321-07	●寸法:W452×D479×H850mm●容量:90L●ドア数:1●右開き	可	青谷小学校	ー

13	運搬整理箱ワゴン	1	ヤガミ	CSP-7583LI	●寸法:W750×D500×H880mm●耐荷重:150kg●棚板3段●キャスター:車輪径φ75mm、ゴム車、ストッパー付き(2カ所)	可	宮ノ下小学校	ー
14	流水の働き実験器	1	ヤガミ	FW-S	●寸法(水槽):W165×D530×H110mm(突起部含む)●寸法(収納ケース):W300×D710×H160mm●付属品:収納ケース、実験用砂 約1.5kg、ゲート(2種 各1枚)、砂止め板、スコップ、ビーカー(樹脂製 100ml)、カーブ作成スポンジ	可	宮ノ下小学校	ー
15	筋肉付腕の骨格模型	1	ヤガミ	KN-5M	●人工筋肉タイプ●付属品:プラスチック注射器100ml、二方コック付きチューブ	可	宮ノ下小学校	ー
16	筋肉付腕の骨格模型	1	ヤガミ	KN-5	●全長約750mm●材料:骨格部/樹脂製、筋肉部/軟質ゴム製	可	江山学園	ー
17	水のしみ込み方実験セット	2	ヤガミ	3S (6310000)	●水槽(樹脂製メッシュ付き):3個●実験スタンド:3個●実験用砂(ボトル入り、実験約6回分):粒の大きさ/小・大・特大の3種	可	宮ノ下小学校 佐治小学校	1 1
18	堆積実験水そうセット	1	ヤガミ	WS-3C	●寸法(水槽):W294×D80×H150mm●実験用砂:粒の大きさ大(赤)、中(黒)、小(白)の砂 各500g●付属品:半円筒、斜面板、半円筒支え棒・排水口ビニール管(全長500mm)	可	宮ノ下小学校	ー
19	サイエンス実験ボード月の満ち欠け	5	ウチダ	SB-MS (8-240-0028)	●発表板(マイボードS-A3 1枚):マグネット、スチールペーパー、表面ホワイトボード(磁石貼り付け可能)、裏面マグネット付き●付属品:マグネットシート1枚、アングルファインダー1個、月モデル(マグネット付き)/8個、イレーザー付きマーカー1本	可	用瀬小学校	ー
20	解剖顕微鏡	2	ヤガミ	YDN-3	●ルーペ:ラムスデンルーペ 10×、20×●焦点調節:ラックピニオン式●ステージ:透明ガラスステージ●付属品:そで板、反射鏡(平面・凹面)、樹脂製格納ケース	可	用瀬小学校	ー
21	電源装置	1	ヤガミ	DS-20VS	●最大出力:100W●電圧調整:無段階(電源・電圧調整一体ツマミ)、ボタンスイッチ1.5~9V(1.5V間隔、6段階)可能●保護装置:過負荷保護、過電流保護、短絡保護、過昇温保護●積み重ね・縦置き収納可、電流制限、安定化回路	可	用瀬小学校	ー
22	人体解剖模型	1	ヤガミ	YA-17	●分解数:18分解(胴体、頭部(3分解)、心臓(2分解)、肝臓、胃(2分解)、腸(4分解)、肺(左右2分解)、腎臓、膀胱、第八胸椎●寸法:W330×D230×Ｈ870mm(体高85cm)	可	佐治小学校	ー
23	昆虫標本	1	ヤガミ	6245800	●規格:6種(カブトムシ、クワガタ、チョウ、トンボ、バッタ、ハチ)+クモ標本●付属品:収納ケース	可	佐治小学校	ー
24	簡易検流計	1	ヤガミ	BG-5X	●測定範囲:-0.5~0.5A/-5~5A(レンジ切替式)●規格:JIS2.5級●目盛円弧長:86mm●端子:ミノムシクリップ付きリード線●メーター過負荷保護装置付き	可	青谷小学校	ー
25	電子天秤	9	ヤガミ	YX-510N	●秤量:510g●最小表示:0.01g(10mg)●皿寸法:φ130mm●機能:風袋引き、個数計量、表示部バックライト、過負荷アラーム機能	可	南中学校	ー
26	力学的エネルギー実験器	9	ヤガミ	PES-B	●寸法:約100×約100×約625mm(レール付き)●くい打ち機構:樹脂製、打ち込み長さ40mm、最小表示1mm●おもり(位置エネルギー実験用3種):樹脂製、10g、20g、30g 各1個●小球(運動エネルギー実験用3種):ガラス球約10g、アルミナ球約14g、スチール球約28g	可	南中学校	ー
27	力学的エネルギー実験器	1	ナリカ	C15-2353	●寸法:80×70×135mm●杭打ち器:杭の沈み込み測定/目盛り付き(最小単位1mm)●おもり(位置エネルギー実験用):円柱3種(質量50、100、150g)●おもり(運動エネルギー実験用):球3種(鉄球67g、アルミ球22g、プラスチック球9g 各φ25mm)●付属品:固定用クランプ、ビースピV(速度測定器)	可	高草中学校	ー
28	力学的エネルギー保存の法則実験器	1	ヤガミ	6168400	●3経路●寸法:W900×D180×H75mm●運動体:金属球/φ20mm 3個、φ15mm 3個、プラスチック球/φ19mm 3個●付属品:簡易速度計測器ビースピV 3個	可	湖南学園	ー

29	電磁力実験器	2	ナリカ	EF-A	●セット内容:ゼネコンDUE(手回し発電機)、円盤、電源部、コイル(枠付)、コイル(円形)、支柱2本、U形磁石、軸受け2個、ブランコ(単線)、ブランコ(四角コイル)、ブランコ掛け、単1乾電池2個、紙やすり、小型方位磁針5個、収納ケース●寸法:140×100×315mm	可	高草中学校	ー
30	直流電流計	2	ナリカ	Flip-DA2	●測定範囲:-10~+50mA、-100~+500mA、-1~+5A(3レンジ)●バイパス式シャント保護、過負荷保護、イージースケール●精度:JIS2.5級●メーター:薄型可動コイル型、ゼロ調節付き●イージーターミナル、IDカラー	可	高草中学校	ー
31	偏向極板入りクルックス管用電源	1	ヤガミ	DS-HV	●出力:直流約50~500Vまで可変可能●高耐電圧ケーブル付き	可	高草中学校	ー
32	クロス真空計	1	ナリカ	NCV-6N	●真空管:φ25×400mm、真空度(約50/10/3/1/0.1/0.02mmHg)6種●寸法:440×140×495mm	可	高草中学校	ー
33	水圧・浮力実験器	3	ナリカ	WP-NR	●セット内容/水圧実験器:簡易水圧実験器 TN、水圧実験用水槽、ゴム膜(φ90×t0.07mm)5枚、Oリング5個/浮力測定用体:アルミニウム2種、ポリ塩化ビニル2種、木2種、吸盤付き滑車、丸環付きひも(長・短各2本)、収納ケース●測定器:ニュートンメーター	可	高草中学校	ー
34	電気分解装置	1	ヤガミ	YPT	●電気分解用電極:白金めっき付きチタン棒2本●寸法(水槽):W55×D55×H95mm●付属品:電源装置、ゴム栓2個、逆流防止弁付ゴム栓1個、リード線赤・黒1組、PEビーカー100ml1個	可	高草中学校	ー
35	運搬整理箱ワゴン	1	ヤガミ	CSP-6083LI	●寸法:W600×D400×H880mm●耐荷重:150kg●キャスター:車輪径φ75mm、ゴム車、ストッパー付き(2ヶ所)	可	湖南学園	ー
36	フレミングレール	1	ヤガミ	LM-FD	●本体(1m磁石付き):W約45×D約1000×H約20mm●実験用パイプ:φ4×70mm 2本●実験用浮遊体:W70×D86×H30mm●付属品:電流方向切替スイッチ、ストッパー2個、フレミング発電コイル1個	可	湖南学園	ー
37	人体骨格模型	1	ヤガミ	YS-180	●種類:男●等身大(約165cm)●頭骨:3分解、口開閉可●歯牙:取り外し可(3箇所)●全高:約1800mm(スタンド含む)●付属品:樹脂製スタンド、支持棒、簡易ダストカバー	可	宮ノ下小学校	ー
38	流水の働き実験器	1	ヤガミ	FW-C	●トレイ:約600×約200×約35mm、砂こぼれ防止フィルター付き●セット内容:トレイ×2、スタンド×2、水受け(穴大)×2、水受け(穴小)×2、100mlポリビーカー×2、スコップ×2、プラスチックヘラ×2、カーブ作成スポンジ×2、実験用砂2kg	可	江山学園	ー

4．納入場所　鳥取市立賀露小学校ほか

5．納入期限　令和９年２月１５日

6．その他

（1）納入に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
（2）搬入・設置・組立及び検査に要する費用は受注者が負担すること。
（3）納入時に建物等へ損害を与えた場合は、受注者の負担で原状に復すこと。
（4）納品に際して発生したゴミ等は、受注者が処理、清掃を行うこと。
（5）納入物品については、指示があった場合にはメーカー等出荷元の出荷証明書を提出すること。
（6）年度内に追加発注が生じた場合は、同条件・落札単価で契約すること。
（7）その他、本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合は、発注課と協議すること。

7．問い合わせ先（発注課）課名：教育総務課　電話：０８５７－３０－８４０３　担当：大野

物　品　売　買　契　約　書

1	物　　品　　名	鳥取市立小・中・義務教育学校　理科物品
2	納　入　場　所	鳥取市賀露町７７８ 鳥取市立賀露小学校他 ※別紙明細のとおり
3	売　買　代　金	金　　円 （うち消費税及び地方消費税の額　　円）
4	納　入　期　限	令和９年２月１５日
5	契約保証金	免　　除
6	そ　　の　　他	年度内に追加発注が生じた場合、同一単価で契約すること。

上記の物品の売買について、買主と売主は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自１通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

令和８年　月　日

買主　住所又は所在地　　鳥取市幸町７１番地
　　商号又は名称　　鳥取市
　　代表者名又は氏名　鳥取市長　　深澤　義彦

売主　住所又は所在地
　　商号又は名称
　　代表者名又は氏名

品目、数量等

番号	品名	数量	メーカー	品番	単価（円）	契約（円）	納入場所	数量
1	デジタル気体チェッカー	11					賀露小学校	6
							大正小学校	1
							青谷小学校	2
							江山学園	1
							宮ノ下小学校	1
2	サーキュレーター	1					賀露小学校	ー
3	振り子・てこ実験器セット	5					大正小学校	ー
4	てこ実験器	1					江山学園	ー
5	顕微鏡用HDMI	1					大正小学校	ー
6	生物顕微鏡	5					浜坂小学校	4
							用瀬小学校	1
7	生物顕微鏡	5					湖南学園	4
							江山学園	1
8	実験用ガスコンロ	2					浜坂小学校	ー
9	気体採取器	3					浜坂小学校	ー
10	小型プランクトンネット	1					浜坂小学校	ー
11	冷凍冷蔵庫	1					浜坂小学校	ー
12	冷蔵庫	1					青谷小学校	ー
13	運搬整理箱ワゴン	1					宮ノ下小学校	ー
14	流水の働き実験器	1					宮ノ下小学校	ー
15	筋肉付腕の骨格模型	1					宮ノ下小学校	ー
16	筋肉付腕の骨格模型	1					江山学園	ー
17	水のしみ込み方実験セット	2					宮ノ下小学校	1
							佐治小学校	1
18	堆積実験水そうセット	1					宮ノ下小学校	ー
19	サイエンス実験ボード月の満ち欠け	5					用瀬小学校	ー
20	解剖顕微鏡	2					用瀬小学校	ー
21	電源装置	1					用瀬小学校	ー
22	人体解剖模型	1					佐治小学校	ー
23	昆虫標本	1					佐治小学校	ー
24	簡易検流計	1					青谷小学校	ー
25	電子天秤	9					南中学校	ー
26	力学的エネルギー実験器	9					南中学校	ー
27	力学的エネルギー実験器	1					高草中学校	ー
28	力学的エネルギー保存の法則実験器	1					湖南学園	ー
29	電磁力実験器	2					高草中学校	ー
30	直流電流計	2					高草中学校	ー
31	偏向極板入りクルックス管用電源	1					高草中学校	ー
32	クロス真空計	1					高草中学校	ー
33	水圧・浮力実験器	3					高草中学校	ー
34	電気分解装置	1					高草中学校	ー
35	運搬整理箱ワゴン	1					湖南学園	ー
36	フレミングレール	1					湖南学園	ー
37	人体骨格模型	1					宮ノ下小学校	ー
38	流水の働き実験器	1					江山学園	ー
					小計			
					消費税及び地方消費税額			
					合計			

物 品 売 買 契 約 約 款

（総則）

第１条　買主（以下「甲」という。）及び売主（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）までに契約書記載の納入場所に納入し、甲は、契約書記載の売買代金（以下「売買代金」という。）を支払うものとする。

３　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

４　この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は、日本語とする。

６　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

８　この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

~~（契約の保証）~~

~~第２条　乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~

~~(1)　契約保証金の納付~~

~~(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~

~~(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関をいう。）の保証~~

~~(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~

~~２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、売買代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。~~

~~３　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~４　売買代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の売買代金額の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。~~

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（売買代金に含むもの）

第４条　売買代金は、梱包、運送及び据付に要する費用を含むものとする。

（仕様書等の疑義）

第５条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

２　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら発見したときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

３　甲は、調査の結果を取りまとめ、速やかにその結果を乙に通知しなければならない。

４　前項の調査の結果必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限又は売買代金額を変更し、及び乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第６条　甲は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは売買代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約の履行に係る乙の提案）

第７条　乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に

優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2　甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3　甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は売買代金額を変更しなければならない。

（乙の請求による納入期限の延長）

第8条　乙は、天災その他乙の責に帰することができない事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により甲に納入期限の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による納入期限の短縮又は延長）

第9条　甲は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、乙に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは売買代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限又は売買代金額の変更方法）

第10条　この約款の規定により納入期限又は売買代金額を変更する場合は、甲乙協議して定める。

2　この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（検査）

第11条　乙は、物品を納入したときは、その旨を納品書により甲に通知しなければならない。

2　甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査（以下「受領検査」という。）を完了しなければならない。~~この場合においては、甲は、当該受領検査の結果を乙に通知しなければならない。~~

3　乙は、前項の受領検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、甲の指定する期間内に改めて物品を完納し、受領検査を受けなければならない。

（所有権の移転）

第12条　物品の所有権は、甲が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移転するものとする。

（損害）

第13条　所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（売買代金の支払）

第14条　乙は、第11条第2項又は第3項の受領検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に売買代金の請求をすることができる。

2　売買代金の支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日とする。

（部分払）

第15条　物品が可分なものであるときは、乙は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金について、甲に対して、部分払を請求することができる。この場合において、第11条及び第12条中「物品」とあるのは「部分払に係る物品」と、第14条中「売買代金」とあるのは「部分払に係る売買代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　乙は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を甲に請求し、承諾を得なければならない。

（第三者による代理受領）

第16条　乙は、甲の承諾を得て売買代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第14条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合）

第17条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相応な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2　前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　第1項に定める履行の追完の請求を行うことのできる期間は、第12条に規定する所有権移転の日から1年とする。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は5年とする。

（契約金額減額請求権）

第 17 条の 2　契約不適合があり、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は、催告をすることなく直ちに売買代金の減額を請求することができる。

2　前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は売買代金の減額を請求することができない。ただし、乙がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（準用）

第 17 条の 3　前 2 条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求及び解除権の行使についても準用する。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 18 条　乙の責に帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3　甲の責に帰すべき事由により第 14 条第 2 項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 19 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　その責に帰すべき理由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑶　第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買代金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

~~3　前項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。~~

第 20 条　甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為

⑵　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2　前条第 2 項~~及び第 3 項~~の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 21 条　甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

⑵　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

⑶　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

⑷　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

⑸　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部が行うものに限る。）。

⑹　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）

が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

⑺　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

⑻　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であって、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2　乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3　第 19 条第 2 項~~及び第 3 項~~の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

4　甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 22 条　甲は、物品が完納するまでの間は、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を受領検査のうえ、当該受領検査に合格した部分の引き渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を乙に支払わなければならない。

3　甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

（乙の解除権）

第 23 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第 6 条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

⑵　甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第 24 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴できるものとする。

2　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

~~（契約保証金の返還）~~

~~第 25 条　甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 17 条第 3 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。~~

（相殺）

第 26 条　甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

（個人情報の保護）

第 27 条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第 28 条　この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

上記約款中、第２条、第１１条第２項中３７字、第１９条第３項、第２０条第２項中５字、第２１条第３項中５字及び第２５条を削除する。

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第６　乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び持ち出しの禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

５　乙は、第２項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

６　乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第１０　甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　乙は、甲から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時における報告）

第 11　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第 12　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。